

岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第37号)の施行に伴い、印鑑の登録に関する規定の整備を行う。

第2 改正の内容

印鑑の登録資格者の欠格事由中「成年被後見人」の次に「(規則で定める場合に該当する者を除く。)」を加える。

第3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第24号

岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例

岩見沢市印鑑条例(昭和51年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「成年被後見人」の次に「(規則で定める場合に該当する者を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。